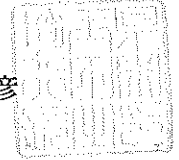


行地第832号

令和2年12月22日

公益社団法人 行田法人会
会 長 大久保 毅 様
行田支部長 清水 龍男 様

行田市長 石井 直彦



令和3年度税制改正に関する提言について（回答）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年11月16日付で提言のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

令和3年度税制改正に関する提言（重点項目・行田市用）についての回答

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

(1) 今後のコロナ禍の状況を鑑み、国や県の動向を踏まえながら更なる支援について検討してまいります。

(2) 本市においては、これまでも市債残高の削減による財政健全化に積極的に取り組んでおり、直近10年間で63億円、13%の削減を果たしております。こうした取り組みの成果により、財政の健全度を示す実質公債費比率や将来負担比率は類似団体平均を下回っており、年々着実に改善が進んでおります。

今後においては、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収など、厳しい財政環境となることが見込まれますが、引き続き歳入・歳出の両面において行財政改革を計画的に推進することにより、持続可能な財政運営の構築に努めてまいります。

2. 行政改革の徹底

本市では、現在、平成26年度から令和2年度までの7年間を計画期間とする「行財政改革プログラム」に基づき、行財政改革に取り組んでおります。令和元年度までに、給与制度の総合的な見直しによる人件費の抑制や住居手当の見直しなど歳出削減に取り組み、また、税収だけに頼らない積極的な市有財産の売却・貸付など歳入増加に資する自主財源の確保に努めたことにより、財政効果額は累計で約25.6億円となっております。今後も社会情勢を的確に捉え、新たな視点を取り入れた行財政改革に取り組んでまいります。

本市議会では、平成31年4月に実施された統一地方選挙において、議員定数の削減を図り、定数22人から20人へと減員を実施したところであります。

来年度以降においては、厳しさを増す本市の財政状況を踏まえ、議会費の削減を図るとともに、議会が果たすべき行政に対するチェック機能のさらなる向上を図り、市民の皆様からの負託に応える議会を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、社会保障や税分野において、国や地方公共団体等、それぞれの機関が有している個人の情報を効率的に確認できる社会基盤であり、さまざまな行政手続きの簡素化や、公平・公正な社会の実現につながる制度です。

現在、マイナンバーカードの活用によるキャッシュレス決済基盤の構築を目的としたマイナポイント事業の実施や、コンビニエンスストア等での各種証明書の取得、マイナンバーカードの健康保険証としての利用など、今後もさまざまなサービスへの拡充が予定されています。

市といたしましても、引き続きマイナンバー制度の正しい理解の普及を図るとともに、そのメリットの周知に努めてまいります。

II. 地方のあり方

人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化・複雑化が進む中で、新型コロナウイルスの影響が長期化しており、地方自治体には、これまで以上に自主的、自立的な行財政運営が求められています。

本市では、効率的で持続可能な行財政運営に向けた行財政改革を通じて確保された財源や、国の交付金、補助金を最大限活用し、企業誘致や地域産業振興など、まちの賑わい創出に向けた様々な施策を積極的に推進しています。

今後も、自治体間競争を勝ち抜き、地方創生を成し遂げるため、総合戦略に掲げた施策を、力強く実行してまいります。

III. 租税教育の充実

本市はこれまで市内小中学校で行田税務署による租税教室を開催したり、税の作文への応募を行ったりしてまいりました。今後も次代を担う児童生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、将来、納税者として社会や国等の在り方を主体的に考えることができるよう、租税教育の充実を図ってまいります。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であり、行政サービスを支える上で不可欠なものとなっていることから、財源としての安定性の確保が望まれます。

また、固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいており、土地の標準地価格からの所要の補正や家屋の評価方法など複雑になっております。そのため、税負担の公平性や制度への信頼性を高める観点から、より納税者が分かりやすい制度への見直しが求められます。

固定資産税制度の見直しにつきましては、県内の市町村で構成する埼玉縣市町村税務協議会を通じて、国に対し要望を行っているところでございます。

- ① 商業地等の土地の評価につきましては、その属する状況類似地区の標準宅地の鑑定評価格から適正な時価を求めており、鑑定評価にあたっては収益性も検討する要素としております。
- ② 家屋の評価につきましては、木造、非木造それぞれに経過年数に応じた減点

補正を評価替え年度に実施しております。

- ③ 償却資産につきましては、地方税法に基づき申告していただいております。現行の制度に基づく課税についてご理解いただきたいと存じます。
- ④ 固定資産税の免税点につきましては、地方税法の規定によるものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。
- ⑤ 土地の評価につきましては、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて行っているため、標準地等の地点数や用途地域別の地点数が異なっております。固定資産税においては、地価公示や地価調査の地点も標準地として活用しており、効率化を図っております。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、新型コロナウイルスの影響、課税の公平性等を踏まえ、総合的に判断し、導入の有無を検討すべきと考えております。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、新型コロナウイルスの影響、課税の公平性・中立性を踏まえ、総合的に判断し、導入の有無を検討すべきと考えております。